

改正

平成25年6月17日条例第22号

平成27年3月10日条例第6号

みやき町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置及び目的)

第1条 この条例は、成績優秀であるが経済的理由により修学困難なものに対して修学上必要な資金としてみやき町育英資金（以下「資金」という。）を貸し付けることを目的としたみやき町育英資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置し、資金の貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うため必要な事項を定める。

(基金の額)

第2条 基金の額は、最低200万円とする。

(基金の積立て)

第3条 基金の積立ては、次の各号による。

- (1) 基金の運用から生ずる収益の一部
- (2) 寄附金
- (3) 一般会計歳入歳出現金の繰入れ

(貸付対象)

第4条 貸付対象者は、町長が育英助長の必要があると認める本町に住所又は本籍を持つ優秀な学徒で、規則に定めるものとする。

(貸付金額)

第5条 資金の貸付金額は、高校生等にあつては月額2万円以内、大学生等にあつては月額4万円以内とする。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付期間 貸付決定された当該学年とする。ただし、この期間は更新することができる。
- (2) 償還方法 最終学年卒業の月の翌月から3月を経過した日より8年以内に月賦又は年賦償還とする。
- (3) 貸付利率 無利子

(委員会)

第7条 資金の円滑公平な運営を図るため、町長の諮問機関としてみやき町育英資金運用委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会構成員)

第8条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、学識経験者4人及び教育長を含む5人以内とし、町長が委嘱する。

(任期)

第9条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 職務上委員となった者は、離職によって解任されたものとみなす。

(職務及び秘密保持)

第10条 委員は、資金設置の目的達成に努めなければならない。

2 委員は、委員会で知り得た秘密については、これを他に漏らしてはならない。また、退任後も同様とする。

(報酬等)

第11条 委員には、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年みやき町条例第29号)の定めるところにより報酬等を支給する。

(事務局)

第12条 委員会の事務は、教育委員会事務局で処理する。

(運用益金の処理)

第13条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上する。

(繰替運用)

第14条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を教育施設に充てるために歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第15条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月17日条例第22号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年 3 月10日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条及び第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に貸付決定する者に対する貸付金から適用し、同日前に貸付決定した者に対する貸付金については、なお従前の例による。